

令和2年 第2回喬木村議会定例会一般質問

令和2年6月15日 午前9時00分開議

会場：喬木村役場 議場

順序	氏名	質問事項
1	佐藤 文彦	○今後のコロナウイルス感染症への対応について 【市瀬村長、村澤企画財政課長】
2	後藤 澄壽	○新型コロナウイルス感染の世界的大流行後の「ポストコロナ社会」の到来を見越した「第5次 喬木村総合計画」の見直しについて 【市瀬村長、村澤企画財政課長、松島産業振興課長】 ○新型コロナウイルス感染大流行による長期の休校中のICT教育の活用など児童・生徒への支援の状況と今後の課題について 【丸山教育長、林田教育委員会事務局長】
3	櫻井 登	○新型コロナウイルス対策は、外出自粛や休業要請が緩和され、日常が戻る兆しが見え始めてきた。新しい生活様式が提唱されて、それぞれの生活パターンにおいて主体的に実践されるかと思われるが、以下の質問に対して村はどう考えるか 【林総務課長、澤柳保健福祉課長、松島産業振興課長】
4	束原 靖雄	○花卉農家の経営継続支援について 【松島産業振興課長】
5	下平 貢	○新型コロナウイルスによる影響に対する支援について 【市瀬村長】
6	後藤 章人	○防災とコロナ対策をどう両立させるか 【市瀬村長、林総務課長】

○ 令和2年6月定例会から通告様式を改めました。議員は、質問の趣旨と質問に至る要旨を明確にして質問します。

○ 質問に対する答弁予定者は、【 】に記載のとおりです。

○ 議員から提出された通告書は、別添のとおりです。

令和2年 6月4日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 佐藤文彦

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>・今後のコロナウイルス感染症への対応について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>・第2波、第3波が予想されるが、第1波が終息したとしても業種によっては時間をおいて影響が出てくる可能性もある。それらも含めたうえで「住民、事業者、企業」への村としての今後の対応について。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>・5月25日に緊急事態宣言が全国で解除された。首都圏では第1波が完全に収束していない中での解除であり、経済活動が再開され人の移動も避けられないため、終息している地域での第2波が懸念される。</p> <p>1-1 ・with コロナと言われるが、今後企業活動や営業が再開されても、業績が戻るまでには暫く時間がかかる。業種によっては終息後に時間をおいて影響が出てくることも考えられる。また、今回の休業要請に協力した事業所（飲食店）には県・村から協力金の給付がされたが、自粛要請に直接関係しない事業所への給付はない。 万が一第2波が発生し再度の自粛の要請が出た場合、感染を抑えながら事業と雇用、生活を守るには、十分な支援を継続的に迅速に実施していく必要があると考える。国や県の支援策だけでは十分でない場合も考えられる。新しい生活スタイルへの各事業所での対応も含め、村独自の支援策が必要と考えるが？</p> <p>1-2 今回のコロナウイルス感染症への対策で様々な行事が中止となった。当然それぞれの行事には予算がついているわけだが、今年度予算において執行できない予算もある。基金を取り崩しコロナ対策に充当している自治体もある。今後の対応には当然財源が必要であり、昨年度の繰越金を財源とするとの考えだが、今年度予算執行できない分についても、今後の村独自のコロナ対策に充てるなどの柔軟な対応は可能か？</p>

令和2年 5月 22日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 後藤澄壽

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>新型コロナウイルス感染の世界的大流行後の「ポストコロナ社会」の到来を見越した「第5次 喬木村総合計画」の見直しについて</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>新型コロナウイルス感染の世界的大流行後の「ポストコロナ社会」の人々の生活は、大きく変わると予測されている。こうした状況を踏まえて「第5次 喬木村総合計画」を見直す必要がないか、お聞きしたい。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>見直すべき点は様々あると思われるが、ここでは次の点にしぼって、お聞きしたい。</p> <p>1-1 「ポストコロナ社会」では、大都市集中型の社会から地方分散型の社会へと移行していくと予想されている。 5月に行われたNHKの調査によると、現在転職を考えている若者のうち36%が地方でテレワークを行うなどの転職を考えているという。こうした状況を踏まえて主に次の点を強化する見直しが必要と思うがどうか。 (1) 宅地造成、空き家活用など住環境の整備 (2) テレワークの普及など仕事の環境の整備</p> <p>1-2 「ポストコロナ社会」では、世界的な食糧危機が発生するのではないかと危惧されている。農業を基幹産業とする喬木村には、日本の食糧自給率向上のために貢献するなど重要な役割を果たしていくことが求められていると思う。そこで、農業振興のために、主に次の点を強化する見直しが必要と思うがどうか。 (1) 新しく農業に参入する人々も含めた若手農業者の支援 村内には意欲的に農業に取り組んでいる若手農業者が多数存在する。これら若手農業者、新しく農業に参入する新規農業従事者への支援を強化する見直しが必要と思うがどうか。 (2) 農業の6次産業化のさらなる推進 JA、商工会とも協力して、農業を農産物の生産にとどまらず、農産加工品の生産、それら生産物の販売にまで業務展開をしていく「農業の6次産業化」をさらに強力に推進していくための見直しが必要と思うがどうか。 特に販売では、通信販売も強力に推進すべきと思うがどうか。</p>

質問事項 2	新型コロナウイルス感染大流行による長期の休校中のICT教育の活用など児童・生徒への支援の状況と今後の課題について
質問の趣旨	喬木村でも、新型コロナウイルス感染大流行のため、小中学校の長期の臨時休校が続いた。この間のICT教育の活用など児童・生徒への支援の状況と、学校再開後の児童・生徒への対応について、お聞きしたい。
質問要旨と質問	<p>経験したことのない長期の臨時休校で、児童・生徒と家族、対応した教職員も不安と困難を抱えながら、それぞれの立場で懸命に対応してきたと思う。特に喬木村はICT教育の先進自治体として、その活用の様子が新聞などで報じられていたが、その状況と、学校再開後の児童・生徒への対応について、お聞きしたい。</p> <p>2-1 臨時休校中の児童・生徒の状況はどうであったか</p> <p>(1) タブレット端末を用いたICT教育活用の状況はどうであったか。双方向授業など、学校が期待した通りの成果をあげることができたか。</p> <p>(2) まだ学校生活自体が本格的に始まる前に臨時休校となり、宿題をだすことも困難であった小学校の新1年生には、どのような指導をし、その結果はどうであったか。</p> <p>2-2 学校再開後の児童・生徒への対応について</p> <p>(1) 年間授業時間数の確保について、長期休業の短縮などの対応を考えている自治体もあるが、村としてはどのような対応を考えているか。</p> <p>(2) 小中学校の新1年生、中学3年生には、特別な配慮が必要と思われるが、どのような対応を考えているか。</p>

令和 2 年 5 月 24 日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 櫻井 登

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>新型コロナウイルス対策は、外出自粛や休業要請が緩和され、日常が戻る兆しが見え始めてきた。新しい生活様式が提唱されて、それぞれの生活パターンにおいて主体的に実践されるかと思われるが、以下の質問に対して村はどう考えるか。伺いたい。</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>新しい生活スタイルを実施するも、さらにコロナウイルス再来を前提とした危機管理対策の検討が重要かと思われる。 特に災害と感染症・疫病などの発生が重複した場合や食糧不足に至る飢餓に対する危機管理対策を伺いたい。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>1-1 巨大地震や風水害、河川の氾濫など、大きな自然災害を伴った場合、新しい生活様式による 3 密を回避した避難所の在り方や対応について。従来の防災マニュアルのほかに、どのような対応が必要か、お考えをお訊きしたい。</p> <p>1-2 感染症・疫病が流行り、甚大な自然災害の発生が重なった場合の村民の健康管理や保健衛生環境の対策について伺いたい。</p> <p>1-3 感染症と飢餓は人類最大の恐怖と云われている。 我が国の自給率の低さでは大変危惧されているが、食糧増産としての二毛作や地消・地産の農業の必要性和、村内自給率を高めて食糧の安定供給を確保する計画的な施策等、村の考えについてお訊きしたい。</p>

令和2年 5 月 31 日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 東原 靖雄

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>花卉農家の経営継続支援について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大を防止するため 3 月の卒業式、4 月の入学式を初めとしてすべての行事を自粛に伴い、花の需要はガタ落ちになり、ことにダリアの価格は通常の 3 分の 1 以下になりました、現在のその傾向は続いています、5 月に入り価格は半分まで回復しましたが経営継続には困難となり国家的支援が必要となっています。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>1-1 政府は新型コロナウイルス関連対策の財源となる第 2 次補正予算を閣議決定されました、農家経営継続補助金の対象者、収入減額高、補助率、期間はどの様に定められていますかお聞きします。</p> <p>1-2 村内の花弁部会員は 15 名位います、それぞれの品目を栽培されていますホホズキ、鑑賞トウガラシ、ユウカリ、南天等はこれからの夏、秋、初冬にかけて出荷されます、季節的な収入で有るが生活基盤の一部になっています、新型コロナウイルス感染対策の自粛が続いた時対象となるかお聞きします。</p>

令和2年6月3日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長下岡 幸文殿

喬木村議会議員 下平貢

質 問 事 項 1	新型コロナウイルスによる影響に対する支援について
質 問 の 趣 旨	今後の事業者への支援について
質 問 要 旨 と 質 問	<p>地方創生臨時交付金活用事業により準備された様々なメニューが開設されたことにより、新型コロナウイルス感染症対策により大きな影響を受けた事業者は少なからずひとつの望みに繋がった。</p> <p>また、国では農業者向けの持続化給付金も公開となり、対象額も容易に算出できるように改正されたことにより、申請対象となる農家の裾野も広がったものとする。</p> <p>しかしながら、たとえ持続化給付金が給付されたとしても到底減収分を補うには及ばない状況も見られる。</p> <p>加えて、持続化給付金の手続きも、自分が対象となることから判断がつかない事業者や、手続きの仕方がわからない為に手続きを諦めている事業者もある。</p> <p>今後の経済の不透明な状況はしばらく続くと思われる。地元市場においても新型コロナウイルス感染症対策の影響で、総体に単価が落ち込み、取扱い高は落ち込んでいるという。それら影響は継続し今後も厳しい状況が予想される。</p> <p>そこで</p> <p>1-1 今回のコロナウイルスの支援事業において基準数値には満たないが大きな減収となった事業者や、今後の経済の影響を受け減収となる事業者に対する支援をどの様に考えているかお伺いする。</p>

令和2年6月4日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 後藤 章人

<p>質問事項1</p>	<p>防災とコロナ対策をどう両立させるか</p>
<p>質問の趣旨</p>	<p>コロナの流行と災害が重なった時を想定した時、住民はどのように避難したらよいのか</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>1-1 コロナ禍の中で災害が起きた時、優先させるべきは、感染防止ではなく、まずは第一に命を守ることだと思うがどのようにお考えですか。</p> <p>1-2 村民の方たちは災害とコロナの両方を考えた時、どのような避難行動をとったらよいのか、勧告が出た時かなり戸惑うと思われる。どのように避難したらよいのか前もって周知してもらうことが大切だと思うがどうでしょうか。</p> <p>1-3 コロナと災害を想定した避難の手順の確認の為の訓練が必要ではないか。</p>